

報告第14号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年8月18日 報 告

守谷市長 松丸修久

## 専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年6月28日

守谷市長 松丸 修久

### 1 和解の相手方

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 ○○ ○○

### 2 和解の内容

#### (1) 事故発生日時

平成27年10月4日 午後10時00分頃

#### (2) 事故発生場所

守谷市松ヶ丘五丁目35番地2地先

#### (3) 事故の概要

午後10時に下り坂の市道（歩道）を自転車で走行中、街路樹の根により隆起した部分に乗り上げ転倒し、右手首付近を骨折、顔面擦傷等の怪我を負った。また、自転車や所持物についても破損した。

#### (4) 損害賠償額

173,661円